

愛媛県教育委員会 4 月定例会議事録

1 開会の日時及び場所

平成27年 4 月15日（水）午後 3 時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6 人

3 出席委員

委員長 松岡義勝 委員 関 啓三 委員 堺 雅子

委員 脇斗志也 委員 攝津眞澄 教育長 仙波隆三

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 井上 正 指導部長 北須賀逸雄

教育総務課長 山本 司 教職員厚生室長 伊藤 理

生涯学習課長 上城戸裕子 文化財保護課長 藤田 享

保健体育課長 近藤正典 義務教育課主幹 馬越吉章

高校教育課長 長井俊朗 人権教育課長 峯本陽子

特別支援教育課長 西原昇次

6 会議の概要

(1) 開 会（午後 3 時00分）

（委員長） ただいまから、教育委員会 4 月定例会を開会します。

傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人は、所定の席で、静粛に傍聴願います。また、携帯電話等はスイッチを切るなどしてさせていただきますよう御協力をお願いいたします。

(2) 教育長挨拶及び新任者紹介

（委員長） 始めに教育長の御挨拶と新任の皆様のご紹介をお願いいたします。

（教育長） 松岡委員長をはじめ委員の皆様方には平素より愛媛の教育の推進に御尽力いただいております。誠にありがとうございます。改めて厚くお礼を申し上げます。今年度もよろしくお願いいたします。皆様方の御指導を得ながら進めてまいりました新居浜特別支援学校川西分校、そして宇和特別支援学校の肢体不自由部門それぞれ今月の10日に、本当にお忙しい中、関委員、脇委員に御出席いただいて開校式、開設式を無事に終えることができました。今後はこの2校の機能を十分に生かして、東予・南予における体の不自由な子どもたちの教育の充実に努めてまいりたいと考えております。また、この4月1日からは改正をされました地方教育行政法が施行されております。今後知事が主宰をします総合教育会議、さらには教育に関する大綱の策定、こういった取組を進めてまいりますが、なんと申しましても教育委員会制度の基本でございます教

育の政治的中立性の確保、また継続性、安定性、そういったことに十分留意をしながら、これまで以上に知事部局との連携を密にしながら県民の期待に応える教育行政を推進してまいりたいと考えておりますので、今後とも引き続いて指揮監督よろしくお願い申し上げます。では、あとは新任の者について自己紹介をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

(教育総務課長) この4月1日付けで教育総務課長を拝命いたしました山本司と申します。どうかよろしくお願いいたします。

(生涯学習課長) 生涯学習課長の上城戸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(委員長) どうもありがとうございます。我々教育委員の方もちょうど移行措置の過程で引き続き委員の職を務めさせていただきますが、事務局の皆様方にはよろしくお願いいたします。

(委員長) それでは本日の進行や公開非公開の件についてですが、委員の皆さんに提案をさせていただきますが、本日の議案のうち、議案第24号及び議案第25号の委員の任命等2件につきましては、いずれも人事案件であることから審議を非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(委員長) よろしゅうございますか。

次に議事進行についてでございますが、配付しております次第の順に議事を進行しますと、非公開案件の中途に公開案件が入ることになりまして、その都度、傍聴人に入退出していただくことになりますので、この際、公開案件を先にまとめて審議したいと思いますがいかがでしょうか。

(全委員) 異議なし。

(委員長) ありがとうございます。それでは、公開案件の審議を先にすることといたします。資料の配付をお願いします。

(3) 3月臨時会及び定例会会議録の承認

(委員長) 3月臨時会及び定例会会議録の承認についてお諮りいたしますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(全委員) 異議なし。

(委員長) 全員異議ございませんので、原案のとおり承認をされました。続きまして、教育長報告に移ります。

(4) 教育長報告

○平成27年度の各課(室)における重点取組事項について

(委員長) 平成27年度の各課(室)における重点取組事項についてお願いいたします。各課(室)長にお願いしたいと思います。

(教育総務課長) それでは、平成27年度の重点取組事項につきまして御説明させていただきます。まず、教育総務課から、11月1日の「えひめ

教育の日」の取組について御説明をいたします。それでは重点取組事項の資料の3ページをお開きください。昭和23年11月1日に県の教育委員会が発足をいたしました。それからちょうど60周年を迎えました平成20年11月1日に県内の教育関係団体で組織をいたします「えひめ教育の日」推進会議におきましては、えひめ教育の日制定記念大会を開催いたしまして、県民総ぐるみで教育について考え、行動する契機となる日といたしまして、11月1日を「えひめ教育の日」と制定いたしまして、併せて11月を「えひめ教育月間」といたしました。その後毎年、推進大会や関連事業等を実施してまいりまして、教育に対する県民の意識・関心を高めることによりまして、行政や学校だけではなく、家庭や地域などが一体となりまして、本県教育の推進を図ってまいりました。

昨年度でございますが、11月1日に、今治市立日吉小学校を会場といたしまして、「えひめ教育の日」推進大会並びに推進フェスティバルを開催したほか、11月の「えひめ教育月間」におきましては、県内の各学校や地域等におきまして、約1,300件の関連行事を集中的に実施していただきまして、県民の積極的な参加を促すことによりまして、教育の日の制定趣旨の普及・啓発等に取り組んだところでございます。

今年度でございますが、「えひめ教育の日」が制定7周年を迎えることから、県内各地で更にその普及・定着を図るため、推進会議と連携をいたしまして、継続した普及啓発活動を実施していきたいと考えております。特に推進大会や推進フェスティバルの開催を検討いたしますとともに、各学校や地域等におきます、えひめ教育月間関連事業の実施を働きかけておりまして、こうした事業を通じまして県内各地で多くの保護者と子どもたち、そして地域の皆さんが教育について考え行動する機運を盛り上げ、今後一層「えひめ教育の日」の普及・定着を図っていきたいと考えております。

続きまして、資料の4ページをお開きください。次に、教育委員会制度改革への対応について御説明を申し上げます。冒頭、教育長の挨拶にございましたが、御案内のとおり、本年4月1日から、いわゆる地方教育行政法の改正によりまして新たな教育委員会制度がスタートいたしました。総合教育会議の設置や教育に関する大綱の策定など、新たな取組を進めていくこととなっておりますので、その取組の概要について御説明申し上げます。まず、総合教育会議の設置についてでございます。これは、知事が、知事及び教育委員により構成される総合教育会議を設置いたしまして、教育に関する大綱の策定や、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について協議・調整を行うこととされておりまして、これらの事務については、教育委員会が行うこととしております。この会議については原則公開とされておりまして、非公開案件以外については議事録として詳細なやりとりを取りまとめて公表することとなっております。また、会議においては、必要に応じて学識経験者等から意見を聴

くことができることとされております。

また、教育に関する大綱でございます。これにつきまして、知事は、地域の実情に応じ、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとされております。この大綱については、教育の目標や施策の根本的な方針を示すものでございまして、その内容については、県の長期計画や知事の公約、教育委員会で毎年定めております教育基本方針などを勘案しつつ、有識者等を含めた検討班において、知事部局とも連携しながら素案を検討し、これを基に総合教育会議での協議・調整を経て、教育に関する大綱を策定してまいりたいと考えておりますので御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、新制度における教育長の位置付けでございますが、新たな制度におきましては、委員長と教育長が一本化されまして、教育長は、教育委員会の会議を主宰することとされておりました、教育委員会の代表者となります。なお、経過措置が設けられておりました、教育長の任期中は、従前どおりの体制ということになっております。

以上が新制度に基づく対応の概要でございますが、今後、教育委員の皆様の見解を踏まえながら、総合教育会議や大綱策定等の準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上2点、教育総務課からの重点取組事項でございます。よろしくお願いいたします。

(教職員厚生室長) 資料の5ページをお開きください。教職員のメンタルヘルス対策の推進についてでございます。心の病に陥る教職員のメンタルヘルス対策として最も重要である早期発見・早期対応策といたしまして、医師や臨床心理士、保健師が、心の健康相談に取り組んでおります。

また、退職者の職場復帰に際しましては、リハビリ出勤の実施や復職サポート職員の設置などの支援を行い、不安や負担の軽減に努めているところでございます。

平成27年度を取組方針につきましては、平成24年2月に教育委員会が策定した「教職員こころの健康づくり計画」に基づき、引き続き、セルフケアに関する知識・技法の普及啓発、ラインケアに関する管理職研修の実施、復職支援システムのきめ細やかな運用等に重点的に取り組むこととしております。

このほか、教職員健康相談室の機能アップを図るため、昨年度から実施している休日における臨床心理士、保健師による相談を、引き続き、県下3会場で開催することとしており、今後とも、市町教育委員会等との連携の下、学校現場の意見等を聴きながら、メンタルヘルス対策の一層の充実を図り、教職員が心身共に健康で子どもたちに向き合うことのできる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

続きまして6ページをお開きください。愛媛県奨学資金制度の概要で

ございます。県奨学資金につきましては、愛媛県奨学資金貸与条例に基づき、経済的理由により修学が困難な高校生等に学資金を貸与し、有用な人材を育成することを目的に実施しております。

貸与の対象は、高等学校、高等専門学校又は専修学校の生徒としており、募集区分といたしましては、高校進学前に応募する予約採用や高校在学学生を対象にした在学採用のほか、家計の急変により緊急に貸与の必要が生じた方に対して行う緊急採用により実施しております。

貸与月額につきましては、従来 of 貸与上限額を維持するとともに、22年度からの授業料無償化実施にあわせ、生徒の家計状況に柔軟に対応するため、5,000円から始まる5,000円単位の貸与額から、生徒が希望する額を貸与する「貸与額選択制」を導入しており、約27パーセントの生徒が、上限額以外の額を選択している状況にあります。

現在、奨学金を希望する者のうち、貸与要件を満たす生徒につきましては全員に貸与を行っており、今後も利用しやすい制度となるよう制度の改正に迅速かつ柔軟に対応するとともに、高校生への経済的な修学支援に取り組んでまいりたいと考えております。

(生涯学習課長) 生涯学習課の重点取組事項について御説明申し上げます。まず資料7～10ページになります。現在の「愛媛県生涯学習推進計画」は、平成23年3月に策定しましたが、概ね5年間で見直すこととなっているため、計画期間の最終年である平成27年度中に、次期計画を策定する必要があります。

そのため、今年度、次期計画を策定するにあたっては、県民アンケートを行い、現計画の総括を行った上で、県民の意識や社会環境の変化等を踏まえ、かつ県のアクションプログラムや総合教育会議の動向とも整合性を図りながら、愛媛県の生涯学習を更に推進させるものとなるようにしたいと考えております。

計画案につきましては、平成28年3月を目処に教育委員会にお示しし、議決を賜りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、南予地域の観光振興に資する歴史文化博物館の取組についてですが、資料は11ページになります。生涯学習課が所管する歴史文化博物館においては、指定管理者制度を導入し、大型連休や夏休み、春休み中の無休開館、特別展等の充実など民間のノウハウを活用して、効果的な利用促進に努め、利用者にとって、より魅力あるものとなるよう取り組んでいるところでございます。

歴史文化博物館では、全国に誇れる地域資源である「四国遍路文化」を発信するため、弘法大師空海の生涯を表現し、高い芸術性で国際的評価を得ている和紙彫塑家内海清美氏の作品「密●空と海」を新常設展として平成24年9月から展示しております、これまでに約6万5,000人の方々に御観覧いただいております。

現在は、全作品19場面のうち前半の9場面を展示しておりますが、今年度、後半10場面へ展示を更新します。後半部は、秋の5連休が始まる9月19日の土曜日から展示を開始する予定で、オープニングにはギャラリートークや講演会等を開催することとしております。チラシ、ポスター等を活用した積極的な広報活動によりPRに努め、より多くの県民に御来館いただきたいと思っております。

今後は、南予で開催予定の博覧会のイベントや地元市町などとも連携を図りながら、歴史文化博物館の特徴を生かした多様な取組を展開し、南予最大級の観光資源として、また、地域活性化にも貢献できるよう充実強化に努めていきたいと考えております。

最後に、学校・家庭・地域の連携推進についてでございます。資料は12ページからになります。近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域が連携し、地域住民や豊富な社会経験を持つ人材等の協力を得て、県民総ぐるみによる教育活動の推進を一層目指す必要があります。

「学校・家庭・地域連携推進事業」でございますけども、県事業としましては、「学校・家庭・地域連携推進協議会」を設置し、各事業別の研修会を実施いたします。

また、普及・啓発活動として、「実践事例集」の作成・配布や、第3回の「愛媛の保護者と教師の集い」を実施いたします。今年は8月7日に、松山市コミュニティセンターで実施いたしますが、講演講師には、第7期中教審会長を務められた安西祐一郎氏を迎え、分科会は、「学力向上と地域による学校支援」、「ICT時代の教育支援」、「キャリア教育」等の現代的課題に基づいた6つの分科会を設定する予定でございます。

また、今年度、新たに取り組む「家庭教育応援学習プログラム」ですが、親が子育て・家庭教育について、自ら考え、学ぶことのできる資料を作成するもので、冊子として取りまとめ、各市町及び各学校、PTA、公民館、企業等に配布し、活用を働き掛けることとしております。

次に13ページになりますが、市町事業です。地域住民等の参画による教育支援活動を推進いたします。学校での学習支援活動等を行う「学校支援地域本部」、放課後等の教育活動を行う「放課後子ども教室」、それから家庭教育支援チームによる相談や支援等を行う「家庭教育支援」でございます。23年度の事業開始以来、今年度初めて県下全20市町で教育支援活動を推進する予定となっております。継続的な取組により、それぞれの拠点や対象学校数が増え、学校・家庭・地域が連携・協力し合う体制が広がっております。各地域の実情に応じた取組を有機的に組み合わせ実施することにより、充実した教育支援活動を推進したいと考えております。

資料19ページをお願いします。「えひめ学校教育サポーター企業」でございます。学校の教育活動に対して支援を行う企業・団体等を、地域

の教育資源として適切に活用できるシステムを整備することにより、体験活動やキャリア教育の推進等、学校教育における今日的課題に対して社会全体で支援する体制を構築することが目的でございます。教育支援が可能な企業・団体等を募集し、審査・選定、登録・データベース化し、ホームページに掲載いたします。学校へは事業の趣旨や内容を周知し、活用を依頼します。現在、銀行やNPO法人、官公庁の行政各課など、154の企業・団体等を「えひめ学校教育サポーター企業」として登録し、活用学校数は事業開始以来延べ72校となっております。今年度も、登録企業や活用学校を更に増やしていくよう、本事業の周知と活用促進に努めてまいりたいと考えております。

資料21ページをお願いいたします。「地域人材を活用した土曜教育推進事業」でございます。土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子どもたちが存在することから、学校・家庭・地域が連携し、土曜日の教育環境を豊かなものにしていく必要があります。そこで、地域の多様な人材や企業等の豊かな社会資源を活用して、土曜日の教育支援体制の構築を目指します。

まず、土曜教育支援推進協議会を設置・運営します。それから研修会の開催、リーフレット、実践事例集の作成などによる普及啓発活動を実施いたします。

具体的な教育支援活動としましては、資料23ページの下に掲載しておりますように、今年度新たに1校を加え、県内7校の高等学校で教育課程外の活動として行います。教育活動の充実を図るため、それぞれの実情や目的に応じて体系的・継続的なプログラムを企画・実施します。学校教育及び地域活動に精通し、連絡・調整を行うコーディネーターを配置します。また、多様な学習プログラムを支援する土曜教育推進員を配置します。コーディネーターと土曜教育推進員が相互に連携することにより教育活動の充実を図ります。

以上、各事業を推進することで、学校・家庭・地域・企業がそれぞれの役割と責任を自覚し、相互の一層の連携・協力を図ることによって、県民総ぐるみによる教育活動の推進を目指します。

(文化財保護課長) それでは文化財保護課の重点取組事項3点について御説明をいたします。資料24ページをお願いいたします。

まず、文化財保護の推進についてでございますけれども、4月1日現在の指定・選定等の状況がその表に載せてございますように、国の指定等が198件、県の指定等が321件、国の登録文化財があわせて111件というような状況になっております。

本県では、平成25年8月にですね、重要文化財「木造一遍上人立像」が焼失を受け、文化財の防災・防犯対策に重点的に取り組んでおるところでございますけれども、平成27年度も引き続き、大洲市長浜の瑞龍寺の重要文化財「木造十一面観音立像」の防犯施設や県指定の西山興隆寺

三重塔の防災施設の整備などに助成しますほか、関係者を対象にした研修会を開催するなど、防火・防犯対策の充実・強化に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、先日来、寺社などの文化財に油のような液体がまかれるという事件がマスコミを賑わしておりますけれども、現在のところ県内ではそういう被害の情報が入っておりませんが、なお注意を呼び掛けているところでございます。

ところで、本県には国指定に値する優れた文化財がまだまだございますので、文化庁の文化財調査官を様々な機会を捉えて現地に案内し、指導や助言を求めますとともに、市町や所有者等にも指定に向けた取組を働き掛けるほか、県指定につきましても、県文化財保護審議会の委員や市町の意見を聴きながら順次指定を進めてまいりたいと考えております。

次に、資料25ページをお願いいたします。四国遍路の世界文化遺産化に向けた取組でございますけれども、四国4県と関係市町村が共同提案をいたしました「四国八十八箇所霊場と遍路道」につきましては、構成資産の保護措置が不十分、顕著な普遍的価値の証明が必要というような2つの大きな課題を指摘されているところでございますけれども、教育委員会では、1番の方の札所寺院や遍路道の文化財指定を目指した調査を実施しているところでございます。

27年度には、41番札所の龍光寺の調査を引き続き行うとともに、新たに43番札所の明石寺の調査を開始するほか、「名勝に関する特定の調査」、これは文化庁からの委託事業でございますけれども、これを完結させまして、年度内には、国の史跡・名勝の指定に向けた意見具申が行えるように準備を進めたいと考えております。

それから最後に、26ページをお願いいたします。美術館の利用促進でございますが、昨年度の美術館利用者数は、下の方の表にございますように33万人余りとなっておりますけれども、27年度も引き続き、マスコミとの実行委員会方式によって5つの企画展を開催するとともに、所蔵品展の充実を図りまして、県民の皆様に多様な美術鑑賞の機会を提供していきたいと考えております。

それから、子どもどものときから美術館に親しんでもらうために、小中学生につきましては、所蔵品展は無料、企画展も学習活動の一環の場合は無料、高校生につきましては、学習活動の場合は、所蔵品展が無料、企画展につきましては前売り料金の半額というような割引にしておりますほか、希望に応じて学芸員が解説を行うなど、学校との連携を更に深めてまいりたいと思っております。

なお、美術館南館につきましては、昨年度耐震診断を実施しましたところ、耐震補強の必要がありとの診断がありましたので、今年度、耐震改修のための実施設計を行うことにしております。

(保健体育課長) 保健体育課では、今年度4つの事項、1つ目は「子ども

もの体力向上と学校体育の充実」、2つ目は「えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業の取組」、3つ目は「学校安全の推進」、4つ目は「子どもの健康課題と食育への取組」につきまして、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、お手元の資料の27ページをお願いいたします。

1の「子どもの体力向上と学校体育の充実」につきましては、「えひめ子どもの体力向上プラン」に基づき、子どもの体力を昭和60年頃の水準に回復させることを目標としております。特に、運動が苦手な子どもに対し重点的な支援を行うため、指導者養成講習会の開催や小学校体育専科教員による授業研究会等によりまして、教員の資質向上と授業の改善を図ってまいります。また、愛媛大学や県小体連・県中体連等と協力いたしまして各学校における体力向上に向けた特色ある取組を支援してまいりたいと考えております。

さらに、引き続き「えひめ子どもスポーツITスタジアム」を実施いたしまして、運動する「時間」「空間」「仲間」の3つの「間」を提供することにより、児童の運動の日常化を推進いたしますとともに、新たに幼児が参加できる種目を追加し、幼児期から遊びを通じて運動をする習慣を身に付けさせることにより、子どもの体力向上の取組を一層強化してまいりたいと思っております。

また、「地域スポーツ人材の活用実践支援事業」によりまして、スポーツトレーナー等の医科学関係者や経験豊富なスポーツ指導者を外部指導者として学校に派遣し、より高度な運動部活動指導体制の在り方等について調査研究を行うとともに、昨年度末に作成配布いたしました「運動部活動運営ガイド改訂版」の積極的な活用を促し、より適切な運動部活動の運営を支援してまいります。

このほか、体づくり運動の一層の充実や中学校における武道・ダンスの安全かつ効果的な指導におきまして、引き続き研修会を開催し、教員の指導力の向上を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料の28ページをお願いいたします。2の「えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業」につきましては、今年度から着手するものでありまして、高校進学以降に適性のある競技でトップアスリートを目指すことができるよう、発掘・育成の一貫指導体制を構築し、将来、各種国際大会で活躍する日本代表選手を、本県から輩出していこうとするものでございます。

今年度は、小学4年生から中学2年生を対象に募集し、新体力テストの成績による一次選考で各学年約100名を「愛顔のジュニアスポーツアカデミー生」に認定いたします。さらに、その中から科学的視点を取り入れた本県独自の実技テストを行い、各学年20名から30名の優れたスポーツの才能を有する児童生徒を選考し、本人の意思、保護者の理解と協力等を確認の上、「えひめ愛顔のジュニアアスリート」として認定をし

てまいります。

本格的なプログラムの実施は来年度から展開いたしますが、今年度は、そのためのプログラムを作成することとしております。

なお、ジュニアスポーツアカデミー生につきましても、高い潜在能力を有しておりますことから、各学校の運動部活動等の競技レベルを高めるとともに、将来の本県スポーツ界を支える指導者として活躍できるよう指導してまいりたいと考えております。

続きまして、資料の29ページをお願いいたします。3の「学校安全の推進」につきましては、自然災害の発生、登下校中の子どもが巻き込まれる交通事故、さらには不審者による子どもの連れ去り等、安全を脅かす事件や事故が後を絶たない中で、学校における子どもの安全の確保に向けた安全教育と安全管理、教職員の危機管理意識の向上への取組には終わりはないものと認識しております。

まず、「災害安全」では、東日本大震災の教訓や、近い将来発生が予想される南海トラフ巨大地震に備えて、防災教育と防災管理を充実することが重要でありますことから、児童生徒の発達段階に応じて「自助から共助への防災教育」を展開する「学校総合防災力強化推進事業」により、各学校が市町教育委員会や危機管理担当部局等の関係機関団体等と連携した防災管理体制の強化を図るほか、危険に際して自らの命を守り抜こうとする「主体的に行動する態度」を育成するとともに、支援者となる視点から「安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める」防災教育に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

また、西条市、伊予市、鬼北町の3市町をモデル地域に指定し、実践的な防災教育の研究に取り組むとともに、全ての県立学校に2名の防災士を養成し、各学校の防災リーダーとして、防災教育、防災管理の中心的な役割を担わせ、より機動的な防災体制を整備してまいります。

次に、「交通安全」では、各市町において、学校、道路管理者、警察の三者による通学路の安全確保への取組を進めるとともに、四国中央市、東温市、西予市の3市に通学路安全対策アドバイザーを派遣し、防犯の視点も含めた専門的な見地から、通学路の合同点検や地域の実態に即した効果的な安全対策について、指導・助言を行うこととしております。

また、「高校生自転車交通マナー向上対策事業」により、高校生を対象とした交通安全教育を充実させ、交通ルールの遵守や交通マナーを向上させることにより、自転車の交通事故防止を図ってまいります。

特に、自転車交通マナー向上委員会を設け、専門家の指導、助言を踏まえて、自転車交通マナーの向上等に向けた課題や対策を協議するほか、6校の県立高校を自転車交通マナー向上対策実践指定校として、生徒や保護者に対する啓発などを行い、実践の成果を県内全域に普及させてまいりたいと考えております。

このほか、学校安全の取組をより充実させるために、各種研修会を開

催し、教職員の資質や危機管理意識の向上に努めることとしております。

続きまして、資料の31ページをお願いします。最後になりますが、4の「子どもの健康課題への対応と食育への取組」のうち「子どもの健康課題の対応」につきましても、子どもたちに生涯を通じた健康の自己管理能力を身に付けさせる必要がありますことから、今年度は、「望ましい睡眠習慣の確立」を重点テーマとして課題解決に向けた取組を行ってまいります。

また、「愛媛県がん対策推進計画」に基づき、昨年度に引き続いて、専門医等による講演又は研修会を学校で実施するなど、がん教育の推進を図ることとしております。

次に、「食育への取組」につきましても、学校での食に関する指導の充実が求められておりますことから、栄養教諭の専門性を生かし、他の教職員との連携を図りながら、学校教育活動全体で食育に取り組む指導体制づくりを進めるとともに、「子どもの健康を育む総合食育推進事業」により、効果的な食育に関する研究を進めてまいります。

また、米飯給食の実施や地場産物等の活用促進につきましても、引き続き、市町教育委員会、地元J Aや学校給食関係者等との情報共有を図りながら、鋭意推進してまいりたいと考えております。

(義務教育課主幹) 義務教育課の平成27年度重点取組事項「確かな学力の定着と向上」について御説明いたします。資料33ページを御覧ください。

まず、平成26年度までの取組の成果と課題について御説明いたします。平成26年4月の全国学力・学習状況調査においては、平成24年度に課題とされていた国語の読む力が伸び、改善してきております。一方で、国語、算数・数学とも、「活用」に比べると「知識」が低くなっており、基礎的な学力の定着に課題があります。また、子どもたちが、学校外で自主的に学習する習慣の定着にも課題が見られました。

次に、学力向上システム構築事業の4年目を迎える今年度、新たに取組む内容について御説明いたします。

まず、基礎的な学力の確実な定着と活用する力の育成を目指して、平成26年度に県教委が作成した国語、算数・数学、理科のドリルの効果的な活用例を各種研修会において紹介し、一層の利用促進を図ります。また、平成25、26年度に作成した読む力や書く力を伸ばすための、長文を読んで考えたことを書く問題に加えて、新たに算数・数学の考える力を伸ばす文章問題を作成いたします。

次に、家庭学習の更なる充実を目指し、昨年度作成したリーフレットなどを用いて、児童生徒が自主的に学習に取り組むための計画の立て方や進め方について、各学校へ指導・助言をいたします。

さらに、教員の授業力向上を目指し、学力向上推進主任研修会においては、主任と指導主事が直接顔を合わせ、主任としての悩みの相談を受

け、アドバイスをを行う場を設けるなど、研修内容を工夫いたします。また、学力向上において成果を上げている学校へ指導主事が出向き、ノウハウを収集し、その情報を県下に発信してまいります。

今後も、各市町及び各学校がより主体的に学力向上に取り組めるよう更に積極的な指導・助言を行い、児童生徒の確かな学力の定着と向上に努めてまいります。

(高校教育課長) 高等学校教育につきましては、様々な課題が山積しておりますが、各高等学校、中等教育学校において校長がリーダーシップを発揮し、特色ある学校づくりを一層推進するとともに、学校、家庭、地域が連携・協力して、信頼される学校づくりが進められるよう、支援してまいりたいと考えております。

重点取組事項1点目は、「グローバル社会を生き抜くための確かな学力の向上と豊かな心の育成」であります。34ページ、35ページを御覧ください。これは、グローバル化の進展など変化の激しい社会において、生徒に確かな学力や豊かな心などのバランスのとれた「生きる力」を育成することが求められていることを踏まえて定めたものであります。

「確かな学力の向上」については、進路指導スキルアップ事業、高校生英語活用力向上事業、高等学校土曜授業推進事業等を通して、学習指導要領に対応した指導方法の実践研究等を行い、生徒一人一人の確かな学力の向上を図ります。

「豊かな心の育成」については、地域を担う心豊かな高校生育成事業等を通して、様々な体験活動の充実を図り、他者を思いやる心や自己を肯定し大切に作る心、社会性、規範意識など、豊かな心を育む教育を推進してまいりたいと考えております。

また、スーパーグローバルハイスクール事業において、昨年度指定を受けた松山東高校、今年度新たに指定を受けた宇和島南中等教育学校、スーパーサイエンスハイスクール事業で4期連続14年目の指定を受けた松山南高校及び25年度から指定を受けている宇和島東高校の活動を支援し、その成果を県内各校に普及することを通して、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際社会で活躍することのできるグローバル人材の育成に取り組むこととしております。

2点目は「県立高校等における教育の高度情報化」であります。36、37ページを御覧ください。

国では、2020年までに、生徒1人1台のタブレット端末、各教室への電子黒板や無線LAN整備、校務の情報化等、21世紀にふさわしい学校教育環境のICT化を目指しており、本県においても、将来を見据え、計画的に機器整備を進める必要があります。

そこで、27年度は、効果的な機器整備について総合的に検討した上で県立学校ICT機器整備計画を策定するとともに、電子黒板やタブレット端末を活用した教育研究を行う「ICT教育推進事業」を実施するこ

ととしています。

具体的には、地元 I T 関連企業や大学等の参画を得て I C T 教育推進委員会を設置、県立高校 2 校を研究実践モデル校に指定し、タブレット端末及び電子黒板を配備して効果的な授業の実践研究を行うとともに、総合教育センターにもタブレット端末等を配備し、教員の I C T 活用指導力の向上に向けた教材研究や授業づくりの演習、モデル校の指導等に取り組みます。

また、モデル校の実践やセンターの教材研究等を産学連携で進めることにより、デジタル教材の開発、電子黒板や授業支援ソフトの機能向上等を促進することとしています。

さらに、県立学校の I C T 機器整備全体について、パソコン教室、普通教室の I C T 機器の整備、職業学科の I C T 機器の整備、校務の情報化の観点から、効果的な機器整備について総合的に検討し、整備計画を策定することとしています。

3 点目は「県立学校の耐震化の推進」であります。38 ページを御覧ください。

県立学校の耐震化については、従来の目標を前倒しし、「平成 27 年度末の耐震化率 90 パーセント、平成 29 年度終了」とする目標を掲げ、その実現に向け積極的に取り組んでいるところであります。

特に、災害時に迅速な対応が難しい児童生徒が通う特別支援学校については、最優先に取り組み、平成 27 年度末までに完了予定であります。

この目標達成に向け、25 年度以降は、毎年 50 棟程度の工事を実施する計画であり、具体的に平成 27 年度は、今治西高校体育館、今治北高校武道場など 5 校 6 棟の改築、みなら特別支援学校体育館など 32 校 42 棟の耐震補強工事、今治西高校武道場など 15 校 17 棟の改築・解体設計、伊予農業高校特別教棟など 4 校 4 棟の耐震診断・改修設計、今治北高校大三島分校武道場など 1 校 3 棟の改修設計などを実施する予定であります。

このほか、照明器具や窓ガラス建具等の非構造部材の耐震対策についても、構造体の耐震化と併せて、引き続き取り組むこととしております。

なお、平成 27 年 4 月 1 日現在の耐震化率は、82 パーセント程度となる見込みであります。

(人権教育課長) 人権教育課の 2 つの重点取組事項について御説明いたします。

資料の 39 ページを御覧ください。まず、「人権意識の高揚と指導者育成に向けた取組」の充実について、御説明いたします。

愛媛県人権施策推進基本方針の具現化を図るために、平成 25 年 6 月に策定しました「愛媛県人権・同和教育基本方針」に基づきまして、「愛媛県人権・同和教育研究大会」をはじめ、東・中・南予別に開催する地区別人権・同和教育研究協議会等を開催しまして、県内各地域における人権・同和教育の実践報告や協議を通しまして、県民の皆さんの人権意

識の高揚に努めてまいります。

さらに、学校教育や社会教育における指導者の育成に向けて、人権・同和教育主任研修会や地域社会人権・同和教育リーダー研修会等を開催しますとともに、各地域で開催される研修の充実や指導者の資質向上を図るため、学習や啓発活動において活用できる資料等を作成しまして提供していく予定でございます。

続きまして、資料の40ページを御覧ください。「いじめ防止対策の充実」について、説明いたします。

「いじめ」は、児童生徒の命に関わる重大な人権侵害であることを踏まえ、いじめ防止対策推進法及び「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づきまして、組織的で総合的ないじめ問題対策を推進してまいります。

具体的には、いじめ防止対策のための県の連携体制の整備や、いじめのカウンセリング経験豊富な相談員が24時間体制で電話で応対をする「いじめ相談ダイヤル24」を継続して実施いたします。

また、児童生徒が主体的にいじめ問題に取り組むことを目的に市町に示すモデル事業として平成25年度と26年度に「いじめSTOP愛顔の子ども会議」を行いました。これを参考にしまして、今年度は各市町において「子ども会議」が実施される予定となっております。そこで、これらの会議の成果などを情報交換する「いじめSTOP愛顔の子どもフォーラム」を開催いたします。このフォーラムには小学生から高校生までの代表者や教職員・保護者が参加して、各学校の実践報告や演劇によるいじめ防止参加型学習などを行いまして、いじめ防止に向けた学校づくりの推進を図るとともに、会議の様子を掲載しました「えひめ愛顔の子ども新聞」を配布しまして、児童生徒が家庭へ持ち帰って話題にすることなどを通して県全体にいじめ根絶に向けた機運を高めるための普及啓発を行ってまいります。

(特別支援教育課長) 特別支援教育課の重点取組事項について、御説明いたします。

資料41ページを御覧ください。まず、「特別支援学校の教育環境の整備充実」として、今年4月に開設しました、肢体不自由児を対象とする新居浜特別支援学校川西分校及び宇和特別支援学校肢体不自由部門の教育環境の整備や専門的な教育・指導体制の充実を図るほか、各特別支援学校の幼児児童生徒数や障害の状態等に応じた施設設備等の整備を進めるとともに、特別支援学校教員と看護師との連携による医療的ケアの実施体制を整備してまいります。

次に、資料42ページを御覧ください。「キャリア教育の推進と特別支援学校技能検定の実施」として、各特別支援学校で企業、労働・福祉等関係機関と連携した早期からのキャリア教育を推進するとともに、生徒の就労先・現場実習先を開拓する職場開拓支援員をみなら特別支援学校

に配置し、就労支援の強化に取り組みます。また、昨年度創設した「愛顔のえひめ特別支援学校技能検定」の充実を図り、生徒の働く力を企業等に積極的にアピールして進路先の拡大を図るほか、高等学校に在籍する発達障害等の生徒に対する就労支援の充実を図るため、就労支援コーディネーターによる就労先・就業体験先の開拓や企業と連携した教員の研修等を実施します。

次に、資料43ページを御覧ください。「インクルーシブ教育システム構築に向けた取組」として、特別な支援を必要とする子ども一人一人の教育的ニーズに応じる特別支援教育の体制整備を進めるとともに、八幡浜市内の小学校をモデル校として発達障害に関する理解推進を図るなど、教職員の資質向上に取り組みます。

また、障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ交流及び共同学習の推進、特別支援学校の地域におけるセンターとしての専門性強化を図るほか、大洲市をモデル地域とし、早期支援コーディネーターを活用した、障害のある子どもと保護者に対する早期からの教育相談・支援体制の構築に引き続き取り組んでまいります。

(委員長) ありがとうございます。ただいま、各課長、室長から今年度の重点的に取り組みたい事項について説明をしていただきましたが、これらの点についての御質問や、他にこうしてほしいといったような要望、御意見等がございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(協委員) 八十八箇所の世界遺産化への取組状況について、やはりいいことだと思ふし、愛媛だけでなく四国4県の課題として進めていくのは本当に大切なことじゃないかと思ふんですが、前にもお話したことがあると思ふんですが、八十八箇所に、ほとんど同時に神社もございませう。当然、空海等の仏教の方が中心にはなるでしょうが、これにおいては、神道派にも十分考慮して話を進めていただけたらと思ふのと、もう一つは、通学の安全の面ですが、もう改めて言わなくても分かると思ふんですが、特に去年あたりから非常に山の動物がいろいろ出てきておりまして、通学路ですね、特に山間部の山の中ではそういったものと出くわす確率も非常に高くなっておりますので、学校等ではその辺のところも十分把握していただいて、子どもの安全のために配慮していただけたらと思ふので、よろしくお願ひします。

(文化財保護課長) 今の話は八十八箇所に関して神社にも配慮をとということだと思ふんですが、去年も申し上げたかも分かりませうけれども、例えば前神寺と石鎚神社とかですね、今治だと栄福寺と石清水八幡宮が近くにあるんですけれども、そのあたり、元々は、江戸時代まではですね、一つの神社と寺が一体的になっていて、それが明治時代に廃仏毀釈ということで分かれたというような経緯もございませうので、文化庁の調査官なんかもですね、物によってはまとめて史跡なり名勝なりにできるのな

らそういうことも考えるということも言われたりもしておりますので、そのあたりも含めて検討させていただいたらとは思っております。

(保健体育課長) 通学路の安全対策、特に山の動物が出てくるといような場合ということでございますが、通学路の安全対策につきましては、先ほど御説明いたしました、現在各市町におきまして、学校と警察と道路管理者、この3者が一体となって危険箇所等の点検を実施し、対策を検討する体制ができております。この枠組みの中で、動物が出ることによる危険箇所があれば、その対策等が検討されるものと考えております。

また、児童に通学路の安全マップを作成させるという取組により、どこに危険箇所や要注意箇所があるのか認識させるとともに、危険を回避する資質や能力を育む安全教育を行っている学校もございます。

こうした取組を通じて、子どもたちの登下校における安全を確保してまいりたいと考えております。

(堺委員) 生涯学習課の方の学校教育サポーター企業というのがありますよね。平成26年度はどのぐらいの企業が登録をしてくださっていて、どの程度の活用がされているのか教えていただきたいのと、やはりこれは、今、子どもたちに親の職業を聞いても、会社員、どこか会社に勤めているぐらいしか答えないんですけど、そういう子どもたちにも家庭の中での会話を増やしたり、それから子どもたちに職業意識を持たせる上でもすごく有効だと思いますので、そのあたりのことを教えていただけますか。

(生涯学習課長) 活用状況が延べ72校というふうに聞いております。現在、3月30日現在で154社の登録がございます。活用状況が72校の活用で、延べ数なんですけど、実際使っているのは、37校が活用しております。

(堺委員) 是非PRしていただいて、大いに活用してもらってください。

(関委員) 3点聞きたいんですが、まず一つは教職員厚生室のメンタルヘルスの方で、やはり実績では休職中の教員の増加というのが問題になっておりますので、そういったことからすると、心の健康相談、また休日の相談事業、この辺で現在の相談の実績がどういう状況で、相談を数多くすることによって発生を抑えるということも必要だと思うので、それを、この事業をすることによって、相談目標をどれくらいにするとか、具体的に掲げられているのかどうかお伺いしたいというのがまず一つです。

もう一つは、生涯学習課の学校・家庭・地域連携推進事業というところで、特に支援活動で、学習支援、放課後の子ども教室、家庭教育の支援ということで、現在の活動状況はどうかというのと、21ページの地域人材を活用した土曜教育推進事業との関連がどうなっているのか、また事業自体の役割分担というのがもしあるようだったらそれを教えていただきたいということです。

それから、保健体育課の29ページに、いろいろ学校安全の関係で当然やられているとは思いますが、いざというときのためにAEDについて、1回使い方をやればよいということではなくて、いざというときに迅速にできるためには繰り返しの復習といいますか、そういうことを年1回なり2回なりというのを必ず繰り返してやるということが大事だと思うんですが、そういう点はここに盛り込んでないようなんですが、そういう点はもう十分ほかのでやっているから大丈夫ということなのかどうかというのを伺いたい。その3点よろしくお願いします。

(教職員厚生室長) 始めに、教職員の相談ということでございますけども、相談件数につきましては、平成24年度が1,147件、25年度が960件、そして26年度これは1月までの集計ですけれども945件となっております。ですから、1千件前後ということの相談件数となっております。

それで、休職者数の数字的なものとしましては、平成24年度は50名、25年度は52名となっております。

それで、まず相談に関しましては、保健師、臨床心理士が相談を受けて、その方たちはプロでございますので、これは医者につながなければいけないとかいう場合にはドクターにつなぐと、産業医がおりますのでつなぐ、これは学校内の問題で、上司に説明しなければ、分かっていただけなければいけない問題については、本人の了解を得て上司に説明するというところで、相談件数の目標ということは決めてはないんですけども、その時々タイムリーに受けた相談を生かす形で、一人でも休職者を減らすように努めたいと考えております。

(関委員) それであれば重点ということにはならないんじゃないですか。継続事業であって、重点となると、それを更に改善をしていこうとか進めていこうということになるんで、ある程度、予備軍と言ったらおかしいんですけど、そういう人たちにもっと幅広く、気さくに相談をしてもらおうような働きかけがあってもいいと思うんで、そこら辺を是非よろしくやっていただきたらと思います。

(教職員厚生室長) そうですね。確かに、26年度につきましては新たに休日相談を設けて、平日なかなか相談できない方については、休日に来ていただくという形でさせていただいたんですけども、これまで以上に気楽に相談していただけるような形、また、新しい先生方に対しては、保健師の方が全員に、新採の先生に対しては、全員に保健師の方で行って、話を聞くという事業もしておりますので、そこら辺を含めて、今後より一層相談しやすい体制を取りたいと思います。

(保健体育課長) AEDの訓練、心肺蘇生法実技講習会の受講の状況でございますが、県立学校におきましては、26年度は全教職員に対して99.6パーセント、25年度は98.6パーセント、24年度は98.4パーセントとなっております。毎年度ほぼ全教職員が受講しているという状況でございます。

(生涯学習課長) 学校・家庭・地域連携推進事業と土曜教育推進事業の

関連ということでございますが、実は昨年度も今年度も対象が高校だけになっていまして、小中にも声を掛けたんですけども、今年度は手が挙がらなかったのが高校だけというふうに聞いております。当然、放課後子ども教室とかほかのところと連携しながら、小中学校に対しても活用いただけるように、今年度もまた働きかけて行きたいと考えております。(攝津委員) 28ページのえひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業ですが、ついこの間今治市に女子サッカーで廃校を利用してスクールみたいなのができて、普段は地元の中学校に通って、特別なサッカーの授業を受けるといえるところが出てきて、すごいいいなと思ったんですが、ほかの種目に関して、そういう、学校というか、廃校を利用したりとかして作る計画はあるのかをお聞きしたいのと、その次の防災のところですが、なかなか消防署との連携というか、そういうところがまだ密ではなくて、私は消防団に入っているんですが、消防団としましても学校の子どもたちとどうにか連携を図りたいということで、いつも夏休みとかに防災ポスターとか防火ポスターとかをよく子どもたちに描かさせていただいているんですが、ただ防災のポスターを描いて表彰して終わりではなくて、防災ポスターなり標語なりでかたるたを作って子どもたちにさすとか、何かそれだけで終わらず後で使えるような物を考えるとかをして、もうちょっと長く子どもたちが自分で作ったり、描いたものが後に残るようなこともしても楽しいかなと思っております。

あと、自転車のところですが、もう近々、たぶん5月の半ばぐらいにはヘルメットが届く予定で、子どもたちが多分わくわくしていると思われるんですが、つい2、3日前も、通勤、通学時間にちょうど車に乗っておりましたら、県の職員と思われる方が、スーツ姿でヘルメットをちゃんと着用されて自転車に乗っておられるのが、ずらっと10人くらいが、行かれていて、すごく気持ちよかったです。子どもたちが嫌がらずにヘルメットをかぶって行くことができるように、学校と、また保護者と連携していきたいと思っております。

あとですね、32ページの食育なんですけど、小中学校のときには食育、親も、食育に限らず人権とかの講習なんかもそうなんですけども、小中学校のときは親も一緒に講習に参加させていただく機会があるんですけども、高校となると呼びがかからず、親もどうぞということがほとんどありません。高校になるといろいろな問題を抱えている親とか、子どもも思春期になりますので、何か親同士の話し合いとかの場を持つことができるような、講習であるとか、座談会的なものであるとか、そういうのがあるとまた親同士とか、教師と親という連携も図れるかと思っておりますので、またそういう点もよろしくお聞きしたいのと、あと、松山市なんですけど、パンの事件がありましたけど、やはり頼んでいるのは県給食なんですけど、なかなか管理というところまでいかないと思うので、年に数回、パンでありますとか、いろいろな業者でありますとか、いろいろな管理をして

いただいて、このような事故が起こらないように、ただ、起こったときの対応ですね、止めなくても、パン給食がどうにかできるような体制もちょっと作っていかなくてはいけないのかなと思ったりもします。

さっきの先生方の心の問題なんですが、校長先生、教頭先生とかが代わられて、管理職の先生方が一番大変かなと思われるんですが、やはり入って間もない先生よりは、管理職というか、上の方の先生の方がやはりいっぱいいろいろな重い責任を抱えられて大変だと思うので、そういう点、ちゃんと管理をしていただきまして、飲むときには飲み、食べるときには一緒に誘っていただくという、教師同士の連帯、また保護者と先生との連帯といいますか、協力もしていきたいと思いますので、またよろしくをお願いします。

(委員長) 要望とか御意見というのが多かったですけど、それ以外で答えられるところはお答えいただいたらと思いますので、よろしく。

(教職員厚生室長) 昨年度、27年3月にできたんですけども、管理職のための職場のメンタルヘルスという冊子を作らせていただきまして、もう一部は配布しているんですけども、こちらによって管理職が特に気を付けなければいけないこととかいうことについて分かるような冊子にさせて、配ってですね、管理職の方にも分かって、読んでいただくようにさせていただいております。

(保健体育課長) 何点かございましたが、まず第1点は、今治のサッカーに係るアカデミーのようなものがほかにあるかという御質問でありましたが、この状況につきましては把握しておりません。

次に、防災ポスターや標語をその後何か使えるようなもの、例えば「かるた」にするというようなお話でございました。これはこれまでも防災のモデル地域等の中で、小学校におきましていわゆる「防災かるた」を作成している事例がございます。各学校の中でどのような形で取り組むのかというのは各学校の御判断であらうと思いますが、確かに委員のおっしゃるとおり、児童生徒自らが作成しそれを活用することは、防災意識をより一層高めるという意味で、効果的で大変良い取組であると考えております。

また、学校給食パンの問題につきましては、県学校給食会において、加工委託先のパン工場に対する衛生管理水準の向上、高度化を図るために統一的なマニュアルを策定し、これに基づいて定期的に検査、確認していくというふうに聞いております。

(堺委員) 5ページの教職員のメンタルヘルスのことですが、これは引き続き重点的に取り組んでいただくということだと思うんですが、中でもやはり未然防止とか、早期発見、早期対応というのが非常に大切だと思うんですね。その中でもストレスチェックですけれど、人間ドック指定病院受診者に実施と書いてあるんですが、これは普段から学校内でも実施できることではないかと思うんですが、先日NHKのテレビでやっ

ておりましたよね、ストレスチェックのことね、ごくごく簡単に、眠れているかとか、食欲があるかとか、それから趣味を楽しめているかとか、ただ、こんな簡単な言葉がけだけでもずいぶんチェックはできるのではないかと思いますので、そこらあたりを学校現場にもっとしっかり下ろしていただいたら、未然防止あるいは早期発見につながりやすいのではないかと思いますので、この辺重点的にやっていただいたらと思いますので、お願いします。

(教職員厚生室長) ストレスチェックにつきましては、今日持っては来てないんですけども、小さい、いつも手に持てるようなものを作りまして、その中にストレスのチェック、9か10項目ぐらいだったと思うんですけども、こういうふうなことを考えてみてくださいというようなことを持てるようにして、配布させていただいておりますので、それを見てですね、ちょっとしんどいときに見ていただければいいんじゃないかなというふうに考えております。今後ともストレスチェック等重点的に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(委員長) 私も一つ質問と要望ということで、県庁の玄関を入れてきましたらヘルメットが大分並んでいまして、一番高いので27,000円、税別で、安いので6,000円くらいでしたから結構高額なヘルメットが並んでいたんですけども、高校生にデザインさせて着用するというので、一週間ほどたったんですけども、いくつかの補助がありましたけど、最終的に自己負担の額はいくらぐらいになったんでしょうか。

(高校教育課長) 各企業とか間に立つ業者の企業努力もあり、また、事業全体の趣旨も考えていただきまして、自己負担は、現在のところゼロの予定です。

(委員長) ゼロ。

(高校教育課長) ゼロでございます。

(委員長) もう補助というよりもみんながゼロに出してしまったと。そうですか。教職員はもちろん自費でしょうね。

(高校教育課長) はい。教職員に関しましては自費で買ってまいります。ただ、公用の自転車もございますので、その費用については検討したいとは思っております。

(委員長) それと、今に関連して、着用状況はどうでしょうか。もう全員できていますか。

(高校教育課長) 生徒に関しては、6月末に製品が完納予定で7月から実施ということになっておりますので、少し猶予期間を設けていますが、教職員に関しましては、県職員でもありますし、4月1日から確実に着用することということで言っております。先ほど摂津委員のお話にありましたように、県職員と同じ形で着用していると思います。

(委員長) ありがとうございます。それからもう一点は、一番最後の特別支援学校の2つの肢体不自由の学校が開設したことについてですけ

れども、施設とか設備ができて体制ができて、形が整ったわけですけど、大事なのはこの中に書かれていますけども、指導に当たる先生方の力量と、医療との連携というこの2つが非常に重要なことだろうと思ひまして、これができるやっとう魂が入ったということになるんだらうと思ひます。是非力を入れてやっとういただきたいなと思ひます。

(委員長) この件について、よろしゅうございますか。

(全委員) はい。

(委員長) それでは、重点取組事項については以上で終わりたいと思ひます。

○特定事業主行動計画（子育てサポートプログラム）について

(委員長) 続きまして、特定事業主行動計画（子育てサポートプログラム）について、説明をお願いします。

(教育総務課長) それでは、本年4月に策定をいたしました、特定事業主行動計画（子育てサポートプログラム）につきまして、御説明をいたします。資料の方、特定事業主行動計画の1ページの上に、概要を付けております。その次から、プログラム全体を付けておりますので、併せて御覧いただけたらと思ひます。

それでは、御説明いたします。この計画でございますが、これにつきましては、急速な少子化の進行等を背景といたしまして、次代の社会を担います子どもたちが、健やかに生まれ、育成されていく社会づくりを目指しまして、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定をされ、これを受けまして、本県の教育委員会におきまして、「特定事業主行動計画」を平成17年度から策定をいたしまして、事業主の立場から、教職員が仕事と子育ての両立ができる環境づくりに取り組んできたところでございます。

この「次世代育成支援対策推進法」につきましては、同法の有効期限が10年となっておりますが、これにつきましては、平成37年3月まで、10年間延長されましたことから、この度、新たな事業主行動計画といたしまして「教育委員会事務局職員・県立学校教職員 子育てサポートプログラム」を策定したものでございます。計画の1ページ目をお開きいただければと存じます。この計画でございますが、子育てをいたします教職員が、高いモチベーションを維持しながら、仕事と子育ての両立を図ることができるように策定したものでございます。この計画の概要について、御説明をいたします。

この計画の対象者につきましては、県の教育委員会事務局の職員及び県立学校の教職員としております。

なお、市町立の小中学校につきましては、市町の教育委員会が計画策定することとなっております。計画の2ページを、お開きいただきたく存じます。この計画は、5年間の前期計画としております。計画期間は、平成27年度から31年度までの5年間でございます。

次に、計画の具体的な目標を定めました。計画の6ページから御覧いただけたらと思います。これらの計画の趣旨でございますが、男性の育児参加を促進するということが大きな目的でございます。そこで、まず1つ目といたしましては、「子どもの出生時に全ての男性職員が育児休暇を取得」することを新たな目標として設定したところでございます。また2つ目の目標といたしましては、「子どもの出生時の父親の育児休暇の取得日数」を6日という目標を定めたところでございます。

次に、8ページを御覧いただければと存じます。3つ目の目標といたしまして、「育児休業又は連続して取る5日以上の子育休の取得率」を、男性では10パーセント、そして、女性では100パーセントとすることとしています。続きまして、13ページを御覧いただければと思います。4つ目の目標といたしましては、全体といたしまして、やはり多忙化ということが大きな問題となってきておりますので、年間の超過勤務時間数を全員360時間以下としたい、というふうな目標としているところでございます。これに関連いたしまして、年次有給休暇につきましても、年間15日としているところでございます。心身のバランスを取るということから考えますと、ワークライフバランスというものが、非常に大事なものであると考えているところでございます。

また、こうした目標の設定のほかに、子どもの出生を予定している男性職員につきまして、管理職に話をいただきまして、管理職が職員と面談をいたしまして、共同して「出生時の休暇計画」を作成するというような新たな取組も進めることとしております。以上がプランの概要でございますが、こうしたプランを実効性のあるものとしていくことが、何よりも大切だと思っております。計画につきましては、管理職等の研修やそれぞれの職場研修を通じまして、広く周知をしていくということと同時に、職場における、子育てを皆で支えていくという機運づくりに努めてまいりたいと考えております。

(委員長) ただいまの件につきまして、御質問等ございませんか。よろしゅうございますか。では、しっかりやってください。

○愛媛県奨学資金貸付金返還請求訴訟の経過について

(委員長) それでは続きまして、愛媛県奨学資金貸付金返還請求訴訟の経過についてお願いします。

(教職員厚生室長) 愛媛県奨学資金貸付金返還請求訴訟の経過について、御報告させていただきます。愛媛県奨学資金貸付金返還金の滞納者本人に対する訴訟につきましては、3月3日に県の勝訴判決が言い渡されたところでございますけれども、控訴期限の4月8日までに控訴がなされなかったため、4月9日付けで判決が確定したところでございます。

なお、連帯保証人に対する訴訟につきましては、4月8日に結審し、判決言い渡し期日が4月27日に指定されました。

以上、返還請求訴訟の経過の報告でございます。

(委員長) ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○文部科学省スーパーサイエンスハイスクール及びスーパーグローバルハイスクール指定校について

(委員長) それでは、続きまして、文部科学省スーパーサイエンスハイスクール及びスーパーグローバルハイスクールの指定校について申し上げます。

(高校教育課長) 松山南高校がスーパーサイエンスハイスクールに、宇和島南中等教育学校がスーパーグローバルハイスクールに、文部科学省からそれぞれ指定されたので、報告いたします。

お手元の資料の1ページを御覧ください。スーパーサイエンスハイスクールには、平成27年度新たに、25校が指定されました。これで、継続指定校と合わせて、全国で188校が指定されたことになりました。松山南高校は4期連続の指定となり、同様に連続して指定を受ける学校は、全国で4校のみとなっております。松山南高校は、本年度から5年間、研究に取り組みます。事業経費は、年間900万円であります。

本県では、今回指定を受けた松山南高校と指定3年目の宇和島東高校の2校が指定校となっております。

事業概要について御説明いたします。お手元の資料の2ページを御覧ください。

研究開発課題名は、「持続可能な発展のための科学教育 (S E S D Science Education for Sustainable Development)」で、高いレベルの科学的探究能力の育成、国際的視野の育成、キャリアデザイン能力の育成、地域に対するアイデンティティの醸成の4つを目標に定め、これまで開発したカリキュラムを実践的に発展させ、科学技術関係人材の育成を行うこととしております。

続いて、お手元の資料の3・4ページを御覧ください。スーパーグローバルハイスクールには、本年度新たに、全国で56校が指定されました。

本県では、今回指定された宇和島南中等教育学校、愛媛大学附属高校と、昨年度指定された松山東高校の合計3校が指定校となっております。

宇和島南中等教育学校は、本年度から5年間、研究に取り組みます。事業経費は、初年度は1,600万円の予定です。

宇和島南中等教育学校の事業概要について御説明いたします。お手元の資料の5ページを御覧ください。

研究開発構想名は、「宇和島のうみ・やまから世界を考える ～Global Leader Project from the Local Area～県立中等教育学校のSGチャレンジ」です。同校では、6年間で人材を育成するという中等教育学校の特徴を生かしながら、学校独自の教科「SGアクション」、「グローバル・スキル」を設定し、「SGアクション」では、地元企業の訪問研修、国内・国外のフィールドワーク等に取り組み、地元企業のグローバル展開に当たっての諸課題や今後の展望の考察、「グローバル・スキル」で

は、外国語で表現する能力やプレゼンテーションなど、総合的なコミュニケーション能力の育成などに取り組むことにより、グローバル・リーダーの育成を図ることとしています。また、県教育委員会、県内企業、地元大学等による産官学の連携により、同校の研究活動をオール愛媛で支援することとしております。

お手元の資料の6ページを御覧ください。県教育委員会では、二つの事業の指定校等の成果発表及び参加生徒との意見交換を実施する愛媛スーパーハイスクールコンソーシアム等の開催を通じ、グローバル社会に柔軟に対応できる幅広い教養を身に付けた人材を育成することを目的とした、愛媛スーパーハイスクールネットワークの構築を図り、事業の成果を県下に普及してまいりたいと考えております。

(委員長) ただいまの件につきまして、御質問、御意見等ございませんか。よろしいですか。

○愛顔のえひめ知事表彰について

(委員長) それでは、続きまして、愛顔のえひめ知事表彰について高校教育課。

(高校教育課長) 長浜高校の、第58回日本学生科学賞における内閣総理大臣賞受賞及び、新居浜工業高校の、第10回高校生ロボットアメリカンフットボール全国大会における優勝に対しまして、本日、愛顔のえひめ賞が贈呈されましたので、御報告いたします。

お手元の資料の1ページを御覧ください。長浜高校は、平成26年12月22日、23日に東京都の日本科学未来館で実施された第58回日本学生科学賞の中央審査において、「ハタゴイソギンチャク刺胞射出の秘密」に関する研究発表を行い、内閣総理大臣賞、全国1位を受賞しました。発表した生徒は、受賞当時1年生であった2名で、水族館部に所属し、研究活動を続けてきました。二人は、平成27年5月に米国ペンシルベニア州ピッツバーグで開催される世界最大の科学コンテスト I S E F (国際学生科学技術フェア) へ派遣されることになっております。

お手元の資料の2ページを御覧ください。新居浜工業高校は、平成27年2月22日に神奈川県のパシフィコ横浜で実施された、第10回高校生ロボットアメリカンフットボール全国大会において優勝し、文部科学大臣賞、これも全国1位を受賞いたしました。大会に出場した生徒は、受賞当時、電子機械科の3年生であった2名と1年生2名及び電気科の3年生1名であり、電子機械部に所属し、研究活動を続けてきました。これらの業績により、2校は、本日、愛顔のえひめ賞を受賞いたしました。今回の受賞は、平成23年に創設された、愛顔のえひめ知事表彰における文化・スポーツ以外の分野「その他分野」に該当するものであり、県立学校の生徒の受賞としては、7件目と8件目の受賞となります。

(委員長) それでは教育長報告につきましては、以上で終了いたしました。

(5) 議 事

専決処分の承認

○教職員の報賞について

(委員長) 専決処分の承認についてお諮りいたします。義務教育課長、2件続けてお願いします。

(義務教育課主幹) 平成27年3月26日に死亡いたしました、松山市立粟井小学校 河合浩一教頭の報賞につきまして、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分いたしましたので、同規則第4条の規定により、ここに報告をいたします。

もう1件、続きまして、平成27年4月7日に退職いたしました、四国中央市立三島南中学校 石川周治教諭の報賞につきまして、愛媛県教育委員会教育長専決規則第2条第2項の規定により専決処分いたしましたので、同規則第4条の規定により、ここに報告をいたします。御承認のほど、よろしくお願ひいたします。

(委員長) ただいまの2点につきまして、御質問等ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(委員長) 全員異議ありませんので、専決処分の2件につきましては、承認されました。

(委員長) ここからは、非公開案件の審議に入りますので、傍聴人の皆様は退席をお願いします。

議案審議

(委員長) 議案第24号を上程する。

○議案第24号 愛媛県教科用図書選定審議会調査員の任命について

(委員長) 議案説明を求める。

(義務教育課主幹) 愛媛県教科用図書選定審議会規則第3条第3項の規定に基づき調査員61名を任命する原案を説明する。

(委員長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(委員長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(委員長) 議案第25号を上程する。

○議案第25号 愛媛県教育支援委員会委員の任命及び委嘱について

(委員長) 議案説明を求める。

(特別支援教育課長) 愛媛県教育支援委員会委員である県職員の人事異動に伴い、その後任の委員を、愛媛県教育支援委員会設置規則第3条第2項の規定により任命又は委嘱する原案を説明する。

(委員長) 原案について諮る。

(全委員) 異議ない旨答える。

(委員長) 原案のとおり可決決定する旨宣する。

(委員長) 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会 (午後4時43分)

(委員長) 以上で、本日予定をしておりました議案がすべて終了いたしました。以上をもちまして、教育委員会4月定例会を閉会いたします。